

～市民課国保年金係からのお知らせです～

75歳以上の方へ (一定の障害のある方は65歳以上)



平成20年4月から
新しく後期高齢者医療制度が始まります。

市広報の先月号(1月号)で後期高齢者医療制度の概要についてお知らせしましたが、
今月は**保険料**についてお知らせします。

1. 保険料を納める人は？

後期高齢者医療制度の対象者全員(75歳以上の人全員)が
個人ごとに納めます。

2. 保険料の金額は？

1人当たり保険料＝均等割額＋所得割額になります。

均等割額【対象者全員が等しく負担する分】…38,426円

所得割額【対象者の所得に応じた分】

…(総所得額－33万円)×7.12%

☆年金収入のみの人で、収入額153万円以下の場合には所得割額はかかりません。

☆均等割額・所得割率は秋田県内全て均一です。

3. 社会保険等の扶養になっていて保険料の負担がなかった人は？

社会保険や共済組合等の被扶養者でこれまで自分で保険料
を払っていなかった方も保険料を納付します。

※ただし、加入した月から2年間は均等割額が半額(38,426円⇒19,213円)になります。(所得割はかかりません。)これに加えて、平成20年4月～9月までは均等割額が無料となり、平成20年10月～平成21年3月までは均等割額を半額後(19,213円)さらに9割軽減した額(1,900円)となります。

※対象者は75歳以上の人で後期高齢者医療制度に加入する日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において社会保険や共済組合等の被扶養者となっている人で、国民健康保険に加入している人は該当しません。

	平成20年4月～9月	平成20年10月～ 平成21年3月	加入してから2年間
所得割	免除	免除	免除
均等割	免除	9割軽減(1割負担)	5割軽減 5割負担

4. 所得が低い人は均等割額が軽減されます。

所得が低い人は、「均等割額」が7割、5割、2割の区分で軽減されます。

軽減割合	被保険者と世帯主の総所得金額の合計が下記の金額以下であれば軽減されます。	均等割額
7割軽減	33万円	11,527円
5割軽減	33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数 (被保険者である世帯主は除く)	19,213円
2割軽減	33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数	30,740円

5. 保険料の納め方は？

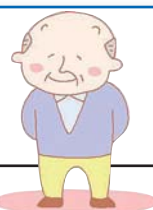
原則として年金から天引きされます。

年金からの天引き(特別徴収)

対象となる人 ⇒ ○年金が年額18万円以上の人

※4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回の年金定期払いの際に保険料があらかじめ差し引かれます。

※現在、年金から介護保険料が天引きとなっていますが、これに加えて後期高齢者医療保険料も天引きされることになります。



納付書で納付(普通徴収)

対象となる人 ⇒ ○年金が年額18万円未満の人

○介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人

納め方 ⇒ 市役所から送られてくる納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

6. 保険料額の例

(例) 夫婦ふたり暮らし

(年金収入のみ、ともに75歳以上で国保に加入していた方) のケース

夫(世帯主)
総所得額 80万円 (年金収入だと 200万円)
所得割額 33,464円
(80万円-33万円) × 7.12%

妻(配偶者)
総所得額 40万円 (年金収入だと 160万円)
所得割額 4,984円
(40万円-33万円) × 7.12%

それぞれの所得金額から15万円(高齢者特別控除)を差し引き、二人分を合算すると90万円で2割軽減に該当します。均等割額30,740円を個々の所得割額と合算すると、

賦課金額 夫 64,200円 妻 35,700円 ※100円未満切捨て



制度に関する問い合わせは？

仙北市市民課 国保年金係
秋田県後期高齢者医療広域連合

TEL 0187-43-3307
TEL 018-838-0610